

徳島県病院局管理規程第十号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の二中「六日」の下に「（体外受精その他の管理者が別に定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。